
7044. インボイス・パッキング リスト仕分情報仮登録

業務コード	業務名
IVB02	インボイス・パッキングリスト 仕分情報仮登録

1. 業務概要

「インボイス・パッキングリスト情報登録（I V A）」業務で200欄を超える登録がある場合に、登録されたインボイス・パッキングリスト情報に仕分に必要な情報を追加し、インボイス・パッキングリスト仕分情報を仮登録・訂正する。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

なお、インボイス・パッキングリスト仕分情報の登録を完了させるには、「インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録（I V B 0 3）」業務を行う必要がある。

また、登録したインボイス・パッキングリスト仕分情報は、以下の申告業務が行われるまでの間訂正できる。

- ①「輸入申告（I D C）」業務
- ②「輸出申告（E D C）」業務
- ③「シングルウィンドウ輸入申告（S W C）」業務

ただし、予備申告を除く。

インボイス・パッキングリスト仕分情報は、本登録が行われない場合は、一定期間の経過後システムから削除される。

2. 入力者

(1) 海上の場合

通関業

(2) 航空の場合

航空貨物代理店（輸出の場合）、通関業

3. 制限事項

○：制限事項

項番	制限事項	輸出入区分	E	I
1	入力欄数は200欄以下であること。		○	○
2	邦貨換算後のベーシックプライス合計、FOB価格、インボイス合計額は、それぞれ13桁以下であること。		○	
3	システム換算後の入力された数量は整数部14桁以下、かつ、合計した値が1億トン未満または1億キロリットル未満であること。			○
4	内国消費税等（地方消費税及び特殊関税を含む）の種類が6種類以下であること。 なお、特殊関税とは、以下、不当廉売関税、緊急関税、報復関税、相殺関税及び対抗関税のことをいう。			○
5	航空の場合は、貨物の総重量が1000トン未満であること。			○

4. 輸出インボイスの場合（輸出入区分「E」）

（1）入力条件

（A）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②I V A業務または「利用者資格移管（R S I）」業務で指定された通関業者または航空貨物代理店であること。
- ③インボイス・パッキングリスト仕分情報の訂正の場合は、インボイス・パッキングリストDBに登録されている仕分情報登録を行った入力者と同一であること。

（B）入力項目チェック

（a）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（b）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（C）インボイス・パッキングリストDBチェック

- ①入力された電子インボイス受付番号がインボイス・パッキングリストDBに存在すること。
- ②申告業務が行われていないこと。
- ③I V A業務で200欄を超える登録があること。

（D）輸出品目DBチェック

- ①品目コードが輸出品目DBに存在すること。
- ②品目コードに適用期間が登録されている場合は、申告予定年月日が適用期間内であること。
- ③輸出品目DBに金統計計上である旨の登録がされている場合は、再輸出の貨物の旨の入力がないこと。

（E）輸出関税減免税コードDBチェック

- ①関税減免税コードが輸出関税減免税コードDBに存在すること。
- ②申告予定年月日が、関税減免税コードの適用期間内であること。

（F）輸出入者関連チェック

輸出入者コード欄に入力された輸出入者コードが国内用輸出入者DBに存在すること。

（G）その他のチェック

- ①申告予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。
- ②大額申告の場合は、1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。

(2) 処理内容

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) 邦貨換算処理

インボイス合計額通貨コード欄、FOB通貨コード欄及びベーシックプライス通貨コード(FOB通貨コード)欄に入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、それぞれの価格を邦貨に換算する。

(a) 処理条件

- ①入力された通貨コードにより税額計算用の換算レートを適用する。
- ②申告予定年月日が翌週の場合は、翌週の換算レートを適用する。
- ③邦貨への換算は入力項目単位に行う。

(b) 換算式

入力金額×適用レート

なお、換算の都度、円位未満は切捨てる。

(C) インボイス・パッキングリストDB処理

- ①仮登録を行った旨、及び入力内容をインボイス・パッキングリストDBに登録・更新する。
- ②訂正を行う場合で、インボイス・パッキングリスト仕分結果情報DBが作成されている場合は、インボイス・パッキングリスト仕分結果情報DBに削除対象の旨を登録する。

(D) 注意喚起メッセージ出力処理

申告予定年月日欄の訂正を行い、全欄のチェック処理をやり直す必要がある場合に注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

(E) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

5. 輸入インボイスの場合（輸出入区分「I」）

（1）入力条件

（A）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②I V A業務またはR S I業務で指定された通関業者であること。
- ③インボイス・パッキングリスト仕分情報の訂正の場合は、インボイス・パッキングリストDBに登録されている仕分情報登録を行った入力者と同一であること。

（B）入力項目チェック

（a）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（b）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（C）インボイス・パッキングリストDBチェック

- ①入力された電子インボイス受付番号がインボイス・パッキングリストDBに存在すること。
- ②申告業務が行われていないこと。
- ③I V A業務で200欄を超える登録があること。

（D）輸出入者関連チェック

輸出入者コード欄に入力された輸出入者コードで以下のチェックを行う。

（a）輸出入者コードが国内用輸出入者DBに存在すること。

（b）たばこ特定販売業者チェック

- ①内国消費税等種別コード欄にたばこ特定販売業者用のコードが入力された場合は、たばこ特定販売業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であること。
- ②たばこ特定販売業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であり、かつ、内国消費税等種別コード欄にたばこ税及びたばこ特別税に対応するコードの入力がある場合は、内国消費税等種別コード欄はたばこ特定販売業者用のコードであること。

（c）航空運送事業者チェック

以下のいずれかに該当する場合は、航空運送事業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であること。

- ①運賃区分コード欄に「関税込率法施行令第1条の13第2項第3号に掲げる航空機用品等」に対応するコードの入力がある場合。
- ②輸出入貿易管理令別表コード欄に「別表1の7」に対応するコードの入力がある場合。

（E）保険関連チェック

保険区分コード欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

（a）包括保険番号が6桁の場合

- ①包括保険番号欄に入力された包括保険番号が保険DBに存在すること。
- ②申告予定年月日が保険DBに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。
- ③入力された輸出入者の先頭8桁が保険DBに登録されている輸入者コードの先頭8桁と同一であること。または、入力された輸出入者の先頭13桁が保険DBに登録されている法人番号の先頭13桁と同一であること。

ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

(b) 包括保険番号が8桁の場合

- ①包括保険番号欄に入力された包括保険番号が包括保険DBに存在すること。
- ②申告予定年月日が包括保険DBに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。
- ③入力された輸出入者の先頭8桁が包括保険DBに登録されている輸入者コードの先頭8桁と同一であること。または、入力された輸出入者の先頭13桁が包括保険DBに登録されている法人番号の先頭13桁と同一であること。

ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

(F) 輸入包括評価申告関連チェック

包括評価申告受理番号欄に入力がある場合は、入力された包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告DBに存在すること。

(G) 原産地関連チェック

- (a) 原産地コード欄に入力されたコードに対応する原産地がシステムに登録されていること。
- (b) 原産地証明書識別欄に特恵用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、特恵税率が適用可能な原産地の入力であること。
- (c) 原産地コード欄に輸入の承認を受けなければならない原産地が入力された場合は、輸入貿易管理令別表コード欄に入力がないこと。
- (d) 原産地証明書識別欄に「原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う貨物（EPA用）」に対応するコードの入力がある場合は、原産地コード欄に「EPA協定締結国」に対応するコードの入力があること。

(H) 特恵例外関連チェック

原産地コード欄及び原産地証明書識別欄に特恵税率が適用可能な原産地及び原産地証明書に対応するコードの入力があり、かつ、原産地コード欄及び品目コード欄に入力された原産地及び品目コードが特恵例外DBに登録されている場合は、申告予定年月日が特恵停止期間内でないこと。

(I) 輸入品目関連チェック

(a) 存在チェック

入力された品目コードが輸入品目DBに存在すること。

(b) 有効期限チェック

申告予定年月日が輸入品目DBに登録されている有効期限内であること。

(c) 統計計上識別チェック

輸入品目DBに金統計計上である旨の登録がされている場合は、NACCS用コード欄に「自国産品の再輸入貨物である場合」に対応するコードの入力がないこと。

(d) 関税減免税チェック

輸入品目DBに関税減免税コードが登録されている場合は、入力された関税減免税コードと同一であること。

ただし、輸入品目DBに関税減免税コードの入力が必要と登録されている場合であっても、EPAに基づく税率が適用され、システムに関税減免税コードの入力が不要と登録されている品目の場合は、チェックを行わない。

(e) 原産地証明書識別チェック

原産地証明書識別欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると認められた物品で特恵用原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力がある場合は、輸入品目DBに特恵用原産地証明書不要である旨の登録がされていること。

(f) 自国関与例外品目チェック

輸入品目DBに自国関与例外品目である旨の登録がされている場合は、原産地証明書識別欄に「自国関与品で特恵用原産地証明書がある場合」に対応するコードの入力がないこと。

(g) 内国消費税等分類チェック

輸入品目DBに内国消費税等種別コードが登録されている場合は、内国消費税等種別コード欄に入力された内国消費税等種別コードの上位1桁と同一であること。

ただし、消費税用の内国消費税等種別コードが入力された場合は、チェックを行わない。

(h) 消費税課税・非課税チェック

①輸入品目DBに消費税が課税される旨の登録がされている場合は、内国消費税等種別コード欄に消費税課税用の内国消費税等種別コードが入力されていること。

②輸入品目DBに消費税が非課税である旨の登録がされている場合は、内国消費税等種別コード欄に消費税課税用の内国消費税等種別コードが入力されていないこと。

③入力された品目コードが消費税課税非課税対象品目である場合は、消費税課税用または非課税用(F0)いずれかの内国消費税等種別コードが入力されていること。

(i) 特惠適用チェック

申告予定年月日において輸入品目DBに特惠税率の登録がされていない場合は、原産地証明書識別欄に特惠用の原産地証明書に対応するコードの入力がないこと。

(j) 消費税に係る軽減税率適用不可チェック

内国消費税等種別コード欄に消費税に係る軽減税率を適用する旨のコードが入力されている場合は、輸入品目DBに消費税に係る軽減税率の適用が可能な旨の登録がされていること。

(J) 関税減免税関連チェック

(a) 存在チェック

関税減免(戻)税コード欄に入力された関税減免税コードが輸入関税減免税コードDBに存在すること。

(b) 有効期限チェック

申告予定年月日が輸入関税減免税コードDBに登録されている有効期限内であること。

(c) INN品目等チェック

関税減免税コード欄にINN品目等に係る減免税コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①輸入品目DBにINN品目等である旨が登録されていること。

②原産地コード欄にWTO協定税率が適用可能な原産地コードが入力されていること。

③原産地証明書識別欄に原産地が確認できない貨物である旨のコード(4桁目がN)以外の原産地証明書識別コードが入力されていること。(ただし、NACCS用コード欄に「Y」の入力がある場合は、原産地コード欄及び原産地証明書識別欄はいずれのコードでも良い。)

(d) 統計計上除外チェック

輸入関税減免税コードDBに統計計上除外貨物入力不可の旨が登録されている場合は、NACCS用コード欄に「統計基本通達21-2(普通貿易統計計上除外貨物)に掲げる貨物」に該当する品目に対応するコードの入力がないこと。

(e) 適用品目チェック

<A>少額貨物の簡易税率適用品目コードの入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに減税・控除である旨の登録がされていること。

内国消費税等種別コード欄に不当廉売関税に対応するコードの入力がある場合

①輸入関税減免税コードDBに減税である旨の登録がされていないこと。

②輸入関税減免税コードDBに軽減税率である旨の登録がある場合は、内国消費税等減免税コード欄に不当廉売関税用の内国消費税等減免税コードの入力がないこと。

(f) 内国消費税等減免税チェック

<A>輸入関税減免税コードDBに内国消費税等減免税コードが登録されている場合は、以下のいずれかに合致すること。

- ①入力された内国消費税等減免税コードと同一であること。
- ②内国消費税等減免税コード欄に入力がないこと。

内国消費税等種別コード欄に報復関税、相殺関税または対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①輸入関税減免税コードDBに軽減税率である旨の登録がされていないこと。
- ②輸入関税減免税コードDBに内国消費税等減免税コードが登録されていること。
- ③関税を免税にする旨の入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに登録されている内国消費税等減免税コードは免税であること。
- ④関税を減税・控除にする旨の入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに登録されている内国消費税等減免税コードは減税・控除であること。

(g) 原産地証明書識別チェック

関税暫定措置法第8条に係る関税減免税コードの入力がある場合は、原産地証明書識別欄に特惠に係る原産地証明書に対応するコードの入力がないこと。

(K) 内国消費税等種別関連チェック

内国消費税等種別コード欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

(a) 消費税非課税用のコード（F0）が入力された場合

- ①消費税に係る内国消費税等減免税コードの入力がないこと。

(b) 消費税非課税用のコード（F0）以外が入力された場合

- ①入力された内国消費税等種別コードが内国消費税等種別DBに存在すること。
- ②申告予定年月日が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限内であること。
- ③内国消費税等種別DBにアルコール度数の適用範囲が登録されている場合（酒税）は、内国消費税等種別コード欄に入力されたアルコール度数は適用範囲内であること。

(L) 内国消費税等減免税関連チェック

(a) 存在チェック

入力された内国消費税等減免税コードがシステムに登録されていること。

(b) 有効期限チェック

申告予定年月日が登録されている有効期限内であること。

(c) 入力形式チェック

- ①内国消費税等減免税コード欄に不当廉売関税用の免税である旨のコードの入力がある場合は、関税減免（戻）税コード欄に入力があること。
- ②内国消費税等減免税コード欄に報復関税用、相殺関税用または対抗関税用のコードの入力がある場合は、関税減免（戻）税コード欄に入力があること。

(d) 石油石炭税特例納付チェック

内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付用に対応するコードの入力がある場合は、石油石炭税が課税されるすべての欄の内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付に対応するコード以外の入力がないこと。

(M) 特殊関税適用品目関連チェック

- ①内国消費税等種別コード欄に不当廉売関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に不当廉売関税適用品目の入力があること。
- ②内国消費税等種別コード欄に緊急関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に緊急関税適用品目の入力があること。

- ③内国消費税等種別コード欄に報復関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に報復関税適用品目の入力があること。
- ④内国消費税等種別コード欄に相殺関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に相殺関税適用品目の入力があること。
- ⑤内国消費税等種別コード欄に対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に対抗関税適用品目の入力があること。
- ⑥入力された品目コードが緊急関税適用品目である場合は、内国消費税等種別コード欄に緊急関税に対応するコードの入力があること。
- ⑦内国消費税等種別コード欄に緊急関税に対応するコードの入力がある場合は、関税減免（戻）税コード欄及び緊急関税に係る内国消費税等減免税コード欄に入力がないこと。
- ⑧入力された品目コードが報復関税適用品目である場合は、内国消費税等種別コード欄に報復関税に対応するコードの入力があること。

(N) E P A 関連チェック

(a) E P A 適用可能原産地チェック

原産地証明書識別欄に E P A 用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

- ① E P A 用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、原産地コード欄に当該 E P A の適用可能な原産地の入力であること。
- ② E P A 用原産品申告書の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、原産地コード欄に当該 E P A 用原産品申告書の適用可能な原産地の入力であること。

(b) 原産地証明書識別チェック

原産地証明書識別欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた物品で E P A に基づく原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力がある場合は、システムの E P A 用の原産地証明書が不要である旨の登録がされていること。

(c) E P A 関税割当品目チェック

- ①入力された品目コードが E P A 関税割当品目である旨の登録がされている場合は、原産地証明書識別欄に「E P A 関税割当品目で E P A 関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力があること。
- ②入力された品目コードが E P A 関税割当品目である旨の登録がされていない場合は、原産地証明書識別欄に「E P A 関税割当品目で E P A 関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力がないこと。

(O) その他のチェック

- ①申告等予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。
- ②1 欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。
- ③運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、保険区分コード欄に包括保険に対応するコードの入力がないこと。

(2) 処理内容

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) 重量換算処理（航空のみ）

入力重量の単位が「LBR（ポンド）」の場合は、「KGM（キログラム）」換算をする。

①換算式

入力重量×0.45359
(1LBR=0.45359KGMとする)

②端数処理

小数点以下2位を切り上げ、小数点以下1位が5以下の場合は5とし、6以上の場合は、1位へ繰り上げ0とする。

(例) 10.46→10.5
10.56→11.0

(C) 関税率の仮決定

関税減免（戻）税コード欄にINN品目等に係る減免税コードの入力がある場合は、関税率を「FREE」と仮決定する。それ以外の場合は、品目コード欄、NACCS用コード欄、原産地コード欄、原産地証明書識別欄に入力されたコード及び以下の条件により関税率を仮決定する。

輸入品目DBに協定・暫定要比較または協定・基本要比較の登録がある場合は、IVB03業務で低い関税率を適用する。なお、税率の比較にあたっては各税率を基に関税額を算出の上、比較を行う。同税率の場合は、以下のとおり。

- ①暫定税率とWTO協定税率が同税率の場合は、暫定税率を適用する。
- ②基本税率とWTO協定税率が同税率の場合は、基本税率を適用する。
- ③暫定税率とEPA税率が同税率の場合は、暫定税率を適用する。
- ④基本税率とEPA税率が同税率の場合は、基本税率を適用する。
- ⑤WTO協定税率とEPA税率が同税率の場合は、WTO協定税率を適用する。

(a) 特惠税率の適用

<A>特別特惠税率（無税）は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

- ①原産地コード欄に特別特惠受益国に対応するコードの入力があること。
- ②原産地証明書識別欄に特惠に対応するコードの入力があること。
- ③品目コード欄に特別特惠制度適用品目の入力があること。

ただし、申告予定年月日において輸入品目DBまたは国DBに特別特惠に係る停止条件が登録されている場合は、特別特惠税率及び特惠税率以外の税率を適用する。

また、申告予定年月日において、特別特惠受益国及び特別特惠制度適用品目の組み合わせにより、特別特惠の除外となっている場合は特別特惠税率以外の税率を適用する。

特惠税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

- ①原産地コード欄に特惠受益国に対応するコードの入力があること。
- ②原産地証明書識別欄に特惠に対応するコードの入力があること。
- ③品目コード欄に特惠制度適用品目の入力があること。

ただし、申告予定年月日が輸入品目DBに登録されている特惠適用期間外である場合は、特惠税率以外の税率を適用する。

(b) EPAに基づく税率の適用

EPAに基づく税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

- ①原産地コード欄に、EPAに基づく税率の適用国に対応するコードの入力があること。
- ②原産地証明書識別欄にEPAに対応するコードの入力があること。
- ③品目コード欄にEPA対象品目の入力があり、かつ、適用期間内であること。

(d) WTO協定税率の適用

WTO協定税率はWTO協定税率適用品目であり、かつ、以下のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

- ①原産地コード欄にWTO協定税率適用国に対応するコードの入力があり、かつ、原産地証明書識別欄にWTO協定税率を適用する旨のコードの入力がある場合。
- ②NACCS用コード欄に自国産品の再輸入貨物である旨のコードの入力がある場合。
- ③特惠税率が適用できない場合。
- ④EPAに基づく税率が適用できない場合。

(e) 暫定税率の適用

暫定税率は暫定税率適用品目であり、かつ、以下の条件を満たす場合に適用する。

- ①特惠税率、EPAに基づく税率及びWTO協定税率が適用されなかった場合。
- ②原産地証明書識別欄に「原産地が確認できない」旨のコードの入力がある場合。

(f) 基本税率の適用

特惠税率、EPAに基づく税率、WTO協定税率及び暫定税率が適用されなかった場合は、基本税率を適用する。

(D) インボイス・パッキングリストDB処理

- ①仮登録を行った旨、入力内容及び輸入品目DB等の情報をインボイス・パッキングリストDBに登録・更新する。
- ②訂正を行う場合で、インボイス・パッキングリスト仕分結果情報DBが作成されている場合は、インボイス・パッキングリスト仕分結果情報DBに削除対象の旨を登録する。

(E) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。

- ①特惠税率を適用する旨の入力があり特惠停止により特惠税率以外の税率を適用した品目がある場合。
- ②原産地証明書識別欄に特惠用の原産地証明書識別コードを入力すれば特惠税率を適用することが可能な品目がある場合。
- ③原産地証明書識別欄に経済連携協定用の原産地証明書識別コードを入力すれば経済連携協定税率を適用することが可能な品目がある場合。
- ④申告予定年月日欄の訂正を行い、全欄のチェック処理をやり直す必要がある場合。

(F) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録情報（輸出）	後続のIVB02業務が必要である場合	入力者
インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録情報（輸入）	後続のIVB02業務が必要である場合	入力者
インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録情報	当該インボイス・パッキングリスト情報にかかる仮登録が全て完了している場合	入力者

7. 特記事項

(1) 原産地証明書識別の入力方法について

(A) 原産地証明書識別の体系について

原産地証明書識別の体系は以下のとおり。

原産地（申告）種別（2桁） + 原産地証明者等区分（1桁） + 貨物の種類（1桁）

(B) 原産地（申告）種別について

適用する税率に応じた2桁のコード

(C) 原産地証明者等区分について

原産地証明者等区分	内容
T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）
A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）
P	製造者による原産品申告書
E	輸出者による原産品申告書
I	輸入者による原産品申告書
O	原産地証明書等の提出が不要な場合

(D) 貨物の種類について

貨物の種類	入力条件				入力可能なコード			原産地証明
	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特恵用	EPA用	WTO協定用等	
自国関与品	特恵用原産地証明書	○	累積加工製造証明書	○	A			*
	特恵用原産地証明書	○	—	—	J			*
自国関与品以外	特恵用原産地証明書	○	累積加工製造証明書	○	B			*
上記特恵用識別「A」「J」及び「B」の場合を除く貨物	特恵用原産地証明書	○	—	—	P			*
税関長が貨物の種類または形状により、その原産地が明らかであると認めた貨物	提出省略	—	—	—	C	6		
少額貨物扱い	—	—	—	—	T	5		
EPA関税割当品目	EPA用原産地証明書 EPA用原産品申告書	○	EPA関税割当証明書	○		1		*
	少額	—	EPA関税割当証明書	○		2		
	提出省略	—	EPA関税割当証明書	○		3		
EPAに基づく原産地証明書または原産品申告書がある貨物	EPA用原産地証明書 EPA用原産品申告書	○	—	—		4		*
協定用原産地証明書がある貨物	協定用原産地証明書	○	—	—			G	*

入力条件					入力可能なコード			原産地証明
貨物の種類	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特恵用	EPA用	WTO協定用等	
貨物、インボイス等により原産地を確認できる貨物	協定用原産地証明書	×	—	—			R	
輸入割当等公表告示三—八に規定する原産地証明書がある貨物	輸入割当等公表告示三—八に規定する原産地証明書	○	—	—			S	*
原産地を確認できない貨物	—	—	—	—			N	
原産地証明書提出猶予申請を行う貨物	—	—	—	—	M			
原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う貨物（EPA用）（EPA関税割当品目に該当しないものに限る）	—（EPA用原産地証明書）	—	—	—		7		
	—（EPA用原産品申告書）							

(2) 入力画面コードについて

端末パッケージで入力画面を表示する場合は、輸出入区分により画面コードを指定する必要がある。

指定する画面		選択条件（輸出入区分）
画面コード	画面名	
CEV	インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録情報（輸出）	「E：輸出インボイス」の場合
CI V	インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録情報（輸入）	「I：輸入インボイス」の場合

(3) 登録・訂正時の入力方法について

－：入力不要

項目		条件	登録	共通部の訂正	申告予定年月日の訂正	共通部と欄部の訂正	欄部の訂正
先頭画面	電子インボイス受付番号		入力する	入力する	入力する	入力する	入力する
	処理区分コード		1：登録	2：訂正	2：訂正	2：訂正	2：訂正
	次画面出力		CNT：継続 END：完了	END：完了	CNT：継続 END：完了	CNT：継続 END：完了	CNT：継続 END：完了
	申告予定年月日		入力する	入力する	入力する	入力する	－
	共通部項目		入力する	入力する	入力する	入力する	－
	欄番号		1から順次入力	－	1から順次入力	訂正したい欄番号*2	訂正したい欄番号*2
	欄訂正区分コード		－	－	－	U：訂正	U：訂正
	欄部項目		入力する	－	－	入力する	入力する
継続画面	電子インボイス受付番号		入力する		入力する	入力する	入力する
	処理区分コード		1：登録		2：訂正	2：訂正	2：訂正
	次画面出力		CNT：継続 END：完了		CNT：継続 END：完了	CNT：継続 END：完了	CNT：継続 END：完了
	申告予定年月日		－*3		－*3	－*3	－*3
	共通部項目		－*3		－*3	－*3	－*3
	欄番号		継続して順次入力		継続して順次入力	訂正したい欄番号*2	訂正したい欄番号*2
	欄訂正区分コード		－		－	U：訂正	U：訂正
	欄部項目		入力する		－	入力する	入力する

(*2) 同時入力できる欄番号は「共通部+1～200欄目」、「201～400欄目」、「401～600欄目」、「601～800欄目」いずれかの範囲内であること。

(*3) 継続画面で共通部の訂正は行えません。